

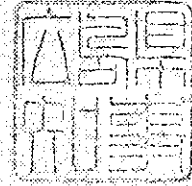
# 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 広島県廿日市市木材港北5番20号  
氏名 株式会社 シンテツ  
代表取締役 河野 哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和 6 年 3 月 27 日  
許可の有効年月日 令和 13 年 3 月 26 日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

中間処理 (破碎、切断)

### 産業廃棄物の種類

- 【破碎】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、陶磁器くず及びかれき類 (これらのうち廃プリント配線板、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【切断】 廃プラスチック類及び繊維くず (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 破碎施設

- ア 広島県廿日市市木材港北5番20号 平成28年4月4日設置  
処理能力 廃プラスチック類 4.72 t/日、紙くず 5.03 t/日、繊維くず 8.01 t/日、ゴムくず 7.44 t/日、金属くず 8.29 t/日
- イ 広島県廿日市市木材港北5番20号 平成14年10月31日設置  
処理能力 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 3.0 t/日
- ウ 広島県廿日市市木材港北5番20号 平成14年8月8日設置  
処理能力 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 64 t/日、かれき類 64 t/日  
許可年月日 平成14年3月27日 許可番号 第A01019号
- エ 広島県廿日市市木材港南5番3号 平成21年3月31日設置  
処理能力 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 39 t/日
- オ 広島県廿日市市木材港北5番20号 平成26年3月12日設置  
処理能力 木くず 80 t/日、紙くず 3.04 t/日、繊維くず 8.4 t/日  
許可年月日 平成26年2月12日 許可番号 第A01051号

### (2) 切断施設

広島県廿日市市木材港北5番20号 平成19年12月1日設置  
処理能力 廃プラスチック類及び繊維くず 4.8 t/日

### (3) 保管施設

- ア 広島県廿日市市木材港北5番20号 383.4 m<sup>3</sup>、木くず 460 m<sup>3</sup>、屋内保管
- イ 広島県廿日市市木材港北5番20号 51 m<sup>3</sup>、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びかれき類 48.8 m<sup>3</sup>、屋内保管

ウ	広島県廿日市市木材港北5番20号	48.8㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	74.2㎡、1.9m
エ	広島県廿日市市木材港北5番20号	40㎡、廃プラスチック類	37.95㎡、屋内保管
オ	広島県廿日市市木材港北5番20号	36㎡、繊維くず	3.5㎡、屋内保管
カ	広島県廿日市市木材港北5番20号	11.2㎡、紙くず	10.6㎡、屋内保管
キ	広島県廿日市市木材港北5番20号	15㎡、廃プラスチック類及びゴムくず	14.3㎡、屋内保管
ク	広島県廿日市市木材港北5番20号	15㎡、木くず	14.3㎡、屋内保管
ケ	広島県廿日市市木材港北5番20号	11.2㎡、廃プラスチック類及びゴムくず	10.6㎡、屋内保管
コ	広島県廿日市市木材港北5番20号	7.3㎡、金属くず	6.9㎡、屋内保管
サ	広島県廿日市市木材港北5番20号	7.3㎡、紙くず	6.9㎡、屋内保管
シ	広島県廿日市市木材港北5番20号	14.6㎡、紙くず及び繊維くず	13.9㎡、屋内保管
ス	広島県廿日市市木材港北5番20号	88㎡、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びかき類	58.7㎡、2m
セ	広島県廿日市市木材港北5番20号	2.3㎡、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2㎡、容器保管
ソ	広島県廿日市市木材港北5番20号	19.8㎡、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず	14.5㎡、1.1m
タ	広島県廿日市市木材港北5番20号	128㎡、繊維くず	152㎡、3m
チ	広島県廿日市市木材港北5番20号	45.5㎡、繊維くず	85.8㎡、屋内保管
ツ	広島県廿日市市木材港南5番3号	190㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	272㎡、屋内保管
テ	広島県廿日市市木材港北5番20号	130.34㎡、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	195.51㎡、屋内保管

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月17日 更新許可 (優良認定)

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無